

平成26年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月10日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	浅野薫夫
子育て支援 センター所長	森宏子
建設課長	那波哲也

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	堀場洋平

1. 議事日程（第2号）

平成26年6月10日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず1つ目は、生活困窮者自立支援法についてです。

生活困窮者自立支援法の活用についてお尋ねいたします。

昨年の12月、臨時国会の閉会間際に成立した17件の法案の中にこの法律がありました。生活保護法の改悪とセットで保護費の抑制を行うために、生活保護に至る手前の困窮者に就労支援を行い、生活保護からの脱却を促す仕組みです。この法案の施行日は、2015年の4月1日です。

この支援法について、厚生労働省は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるとして、まず1つ、自立支援事業（必須事業）として、国庫負担4分の3で、福祉事務所設置自治体で直営または民間委託も可とし、相談者の相談に乗り、抱えている課題を評価・分析し、ニーズを把握し、自立支援計画の策定などをする。

2. 生活確保給付金（必須事業）、国庫負担4分の3。離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の人に有期で住居確保給付金を支給する。

3つ目には、就労準備支援事業（任意事業）、国庫負担3分の2。直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業。6カ月から1年程度の有期の支援を想定し、生活習慣形成のための指導、訓練、就労の前段階として、必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用に向けた技法や知識の習得などを支援します。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの。

4つ目には、一時生活支援事業（任意事業）ですが、国庫負担3分の2。住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間、3カ月を想定しているようですが、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する事業。

5つ目には、家計相談支援事業（任意事業）として、国庫負担2分の1。失業や債務問題を抱える生活困窮者に対して、家計収支等に関する課題の評価・分析、支援計画作成への支援、法テラスの関係機関へのつなぎなど、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを実施します。

6つ目に、学習支援事業、その他の生活困窮者の自立の促進に必要な事業（任意事業）とします。国庫負担2分の1。生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった貧困の連鎖防止の取り組み。

以上のような内容を持つ生活困窮者自立支援法の活用についてお尋ねします。

まず、この生活困窮者自立支援法の実施主体は福祉事務所設置自治体で、民間団体への委託も可能と言っていますが、福祉事務所を持たない町村、すなわち笠松町ではどのようになるのかお尋ねします。

2つ目に、相談支援はこの事業のかなめになると思いますが、相談を受けて、相談者の抱える多様な問題を理解し、支援計画を立てるのですから、行政組織や支援施策に精通した行政職員が担当する必要があると考えますが、衆参厚生労働委員会でも、附帯決議で自立相談し、支援事業の相談員については訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員と関係者間の連携と協力を得て生活困窮者に漏れのない支援を行うこととし、社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適正な措置を講ずることと言っています。どのような体制を考えておられますか、お尋ねします。

3つ目に、任意事業についてはどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねします。就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などについてです。就労訓練事業、中間的就労はあくまで訓練なので、労働基準法や最低賃金法は適用されないということで国会答弁がされているようですが、この任意事業についてどのようにされようとしているのか、お尋ねします。

4つ目に、生活保護の利用資格のある人に対して、この生活困窮者自立支援法が保護開始を行わないための道具になるおそれがあると指摘されていますが、生活保護の必要な人への配慮はちゃんと行われますか。生活保護を受けている方について、支援法の給付はどのようになるのか、お尋ねします。

5つ目に、生活困窮に陥った場合、本人が主体的に来られて相談窓口で相談されるのが理想だと思いますが、なかなか勇気の要ることだと考えます。相談の窓口を広げ、この支援法により支援を受けられる権利があることを啓蒙する必要があると思いますが、そのお考えをお尋ねします。

生活困窮者の発見、相談窓口への誘導などでは、役場の徴収係、収納部門や、電気・ガス・新聞などネットワークをつくるのが大切だと思いますが、こうしたネットワークづくりについてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

まずAEDの活用についてです。

AEDのホームページを見ていましたら、「そこにAEDがあれば、そこに助けようとする人がいれば、助かる命があります」というキャッチフレーズがありました。まさにAEDを役立てる言葉だと思えます。

また、NHKで、どこの自治体か見落としてしまいましたが、多くの自治体の公共施設にAEDが設置されているが、休日や夜間については閉じられていることにより役に立たないということで、24時間営業をしているコンビニと提携をして設置されたとありました。当町には、下羽栗校区に2カ所、笠松校区に2カ所、松枝校区には5カ所のコンビニがあります。これらのコンビニと提携、またはコンビニ独自で設置されてもいいかと思いますが、声かけや調整されることについてのお考えをお尋ねします。

2つ目に、AEDの取り扱いの普及についてですが、コンビニにAEDが設置されることになりましたら、ぜひそこで働かれる店員さんにはAEDの取り扱いをできるようにしていただけることを望みます。また、現在設置されている公共施設の職員の皆さんは取り扱いができるのでしょうか、現状をお尋ねします。多くの方が、AEDの扱いを経験される機会をつくるのが大切だと考えますが、経験の機会の計画についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

3つ目に、防犯カメラの設置についてお尋ねします。

公共施設の現状と拡充について、防犯カメラの設置によって犯罪を未然に防止したり、犯罪が起こったときには、証人発見などに大きな働きをしています。当町でも、緑町の墓地で墓石が荒らされたとき、みなと公園内のあずまや横のトイレが荒らされたとき、防犯カメラを設置したと思いますが、その後、どのように管理されているのでしょうか。また、当町の公共施設について、防犯カメラの設置の現状はどのようになっているのか、お尋ねします。

今年度は、移動防犯カメラ2台を資源ごみの回収の監視に利用されることになりましたが、その利用状況はどのようでしょうか、お尋ねします。また、今後の計画があればお尋ねします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず第1点の、生活困窮者の自立支援法についての幾つかの御質問であります。いわゆる福祉事務所を持たない町村に対しては、どのような対応をしていくのかという御質問であります。

この福祉事務所の設置自治体であり、生活困窮者自立支援法の実施自治体というのは福祉事

務所の設置自治体であります。私どものように福祉事務所を設置していない町村においては、県が設置をします岐阜地域福祉事務所が実施主体となっております。また、この事業の詳細につきましては、御承知のように、現在、県においていろんな検討の対応が進められている状況であります。

2つ目に自立相談支援についてであります。県において、生活困窮者の自立支援法の実施に向けた体制について、各町村の過去の相談件数等を参考にして検討が始まったところであります。笠松町においては、福祉健康課が生活困窮者の相談窓口となって、生活困窮者の情報を正確に把握をして福祉事務所へ情報提供するとともに、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析をして、必要に応じて、関係機関とも連絡をとりながら支援を行ってまいりたいと思っております。

また、任意事業についてどのように考えているかという御質問であります。御質問の中にあつたように、任意事業として就労準備支援事業や、あるいは一時生活支援事業や家計相談の支援事業、そしてまた学習支援事業などの事業が法律で規定をされておりますが、現在県において、町村の意見や実績を踏まえて任意事業の実施の有無を検討されているところであります。このいずれの事業も、生活困窮者の自立を促す上で有意義な事業であり、事業の必要性を認めながら、事業の実施について県へ要望してまいりたいと思っております。

また、法律が保護開始を行わないための道具になるおそれがあるが、生活保護の必要な人への配慮は行われるかという御質問であります。町としては、適正な判断がされるよう、相談内容の情報を確実に福祉事務所へ提供することによって、今までどおり、真に生活保護の必要な方には生活保護として支援されるものと考えております。この生活保護法は、御質問のときに言われたように、現に保護を必要とする状態にある者でありますし、生活困窮者自立支援法というのは、現に経済的に困窮をし、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が対象でありますから、基本的には対象者が異なるために、生活保護受給者の方が生活困窮者自立支援法の事業の給付を使用することはありませんが、今後国において、生活保護法に基づく事業との連携や、あるいは一体的な支援の検討が行われてまいりたいと思っております。

その次に、相談窓口を広げて、支援を受けられる権利があることを啓蒙する必要があるのではないかと御質問や、あるいは生活困窮者の発見や相談窓口への誘導などを行うネットワークづくりについての御質問であります。この相談窓口につきましては、福祉部局のみの対応では全ての実態把握は難しいことですので、税務課や、あるいは収納管理課や保健医療課などの関係部局と緊密な連携を図りつつ、横断的な体制の構築が必要であります。

また、各部局での日々の業務の中で、啓蒙活動を行いながら生活困窮が疑われる方を発見した場合には、福祉健康課が窓口となって福祉事務所へつないでまいります。また、経済的な問題にとどまらず、ニートや、あるいはひきこもりなど、多様な問題を抱えて支援を必要とする

人も増加しており、庁舎内の体制整備のみではなくて、民生委員の方々や町内会及び地域包括支援センターなどとも連携を図りながら、支援を必要とする方の早期発見に向けたネットワークの構築に努めてまいりたいと思います。

その次に、AEDの活用についての御質問であります。笠松町のAEDの設置状況は、平成18年度より順次整備をさせていただいて、現在では、学校や保育所、あるいは体育館や庁舎、そしてまた公民館など、多くの方々が利用される32の施設に設置をして、誰でも利用できる状態に管理をしておりますが、公共施設が閉鎖されている休日とか、あるいは夜間などの時間帯的に制限のある場合から考えてみますと、議員が言われたコンビニエンスストアなどの常時開放されている施設にAEDが設置してあることで、夜間や休日を問わず利用のできる体制をつくることは有効であると思います。

例えば笠松町が町内のコンビニエンスストアにAEDを設置する場合は、その購入費用や維持費などの費用の面の課題のほか、その店舗で働く店員の方に対するAEDの取り扱いの知識の習得もしていただく必要もあると思います。また、そのような問題から、多くの方々を利用する施設に設置する町の方針を説明させていただきながら、AEDの設置の呼びかけをコンビニエンスストア等にも行ってまいりたいと考えております。

また、コンビニとは全く別に、多くの方々を利用されるものの一つに、御承知のように公共施設巡回町民バスがありますが、これは町民の皆さん約7万5,000人が年間利用されております。このバスを利用する方は比較的高齢者の方が多いこともありますので、巡回町民バスにAEDを設置したほうが、より多くの方々に安心感を与えて、有効性が高いものでもあるのではないかと考えております。

さきにも申しあげましたように、多くの町民の方が利用する施設を基本に整備することを考えておりますので、現在は、巡回町民バスにAEDを搭載するための準備をさせていただいております。

また、町職員のAEDの取り扱いについては、職員全てが普通救命講習を受講しておいて、その中でAEDの取り扱い方法も受講しているところであります。

また、先ほど申しあげましたように、公共施設巡回町民バスにAEDを設置した場合には、巡回バスを運行する運転手さんの方々にも、普通救命講習を受講していただく予定であります。

次に、AEDの普及につきましては、消防署で実施をする普通救命講習や、また各自主防災会で実施をされている防災訓練のメニューの一つとして、応急救護訓練によりAEDの取り扱いの研修を含めた応急救護訓練があります。このような訓練を継続的に実施するほかないと考えておりますので、引き続き町民の方々に訓練機会を提供させていただいて、進めていきたいと考えております。

その次に、防犯カメラの設置についての御質問であります。

防犯カメラの設置目的としては、各公共施設におけるいたずら防止や、そしてまた人目から死角になりやすい場所における犯罪抑止、また廃棄物の不法投棄の抑止などでありまして、これらの観点から、必要な箇所に設置をさせていただいております。

現在設置している場所としては、御質問にもあったとおり、緑町墓地とか、あるいは笠松駅の自転車駐輪場、そしてまた西笠松駅のトイレの出入り口、それから円城寺の資源ごみの集積場所、あるいはみなと公園のあずまややトイレ、そしてまた円城寺のバイパスの高架下、円城寺通学路のJR高架下トンネル、そしてまた笠松中学校の玄関及び校舎北の駐輪場、笠松中学校の体育館西側の変電施設周辺やアリーナ、そしてまた人工芝のサッカー場や発電機、トレーラーハウスの周辺のカメラ、スポーツ交流館の入り口周辺、そしてこの役場本庁舎の1階の会計課カウンター付近であります。

今後も、この防犯カメラの設置に当たっては、先ほど申し上げたような目的に沿って防犯カメラ設置の必要性や効果等を検討して、必要に応じて設置をしてみたいと考えております。

また、御質問にありましたような緑町墓地や、あるいはみなと公園あずまやの横のトイレなどに設置した防犯カメラの管理方法及び今年度購入予定の移設式不法投棄監視カメラの利用状況については、担当部長から答弁をいたさせます。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、私のほうからは緑町墓地の防犯カメラと移設式の不法投棄監視カメラの管理方法等ということですので、御承知のとおり、緑町墓地につきましては、平成13年度に設置をしておりますが、それ以降、定期的に点検・管理をしております。

移設式不法投棄監視カメラにつきましては、まだちょっと購入はしておりませんが、今年度予算化させていただきましたので、今後購入いたしまして、町内会長会議、あるいは廃棄物減量等推進員会議などでお話をさせていただいて、要望される町内のほうに一定期間ごとに貸し出しをさせていただく計画でございまして、おおむね9月ぐらいから貸し出しのほうができればというふうに考えております。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設水道部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） では、私のほうからは、みなと公園内の防犯カメラの管理状況について答弁させていただきます。

長野議員さんのお話のとおり、みなと公園のあずまや横のトイレを放火されるなど被害が発生しましたので、平成21年3月にあずまやとその横のトイレを監視する防犯カメラ2基を設置し、警備員が毎日動作確認等を行う体制をとったところ、しばらくの間、被害がなくなりました。

しかしながら、平成24年度から25年度にかけて、あずまや横のトイレ前のフットライトを壊

されるなどの被害が再発し、録画映像に犯人らしき人物が映っていたにもかかわらず、カメラの解像度やカメラの位置等の関係で犯人の検挙に至りませんでしたので、既存のカメラを最新の高解像度のものに取り換え、トイレ入り口にも最新カメラを1基増設したところ、その後被害は出なくなっております。引き続き警備員と連携した管理体制を維持していきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 私のほうからは、体育施設、中学校の関係の防犯カメラについてお答えさせていただきます。

サッカー場の関係につきましては、平成25年の3月に人工芝のサッカー場が完成しております。ここにおきましては、発電機の管理上において防犯カメラを設置し、設備の管理を行っております。また、トレーラーハウスの管理上においても、5月に防犯カメラ2基を設置しまして、施設の管理を行っておるところでございます。

あわせて、スポーツ交流館のほうでございますが、指定管理者である県サッカー協会が事務所を利用するようになりましてから玄関が開放状態になるため、防犯カメラを室内及び室外に各1基ずつ設置して施設の管理を行っております。この施設におきましては、両方とも現在までに被害等は生じておりません。

続きまして、笠松中学校の関係でございますが、20年の8月に玄関及び校舎の死角となる駐輪場に各1台防犯カメラを設置して、不審者の侵入防止、駐輪場施設の管理を行っております。いずれも、現在までに被害等は発生しておりません。

また、新屋内運動場につきましては、死角となる体育館西側、北と南に各1台を設置して、変電施設等の管理を行っているところでございます。体育館の中といたしましては、アリーナに調光室のほうからアリーナ全体が管理できるようなカメラが設置をされておきまして、施設の適正管理に努めておるところでございます。これらにつきましては、映像の管理は職員室においてモニタリングを行っているところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的に、町村は、福祉事務所というのは県で一括するということしかできないんですか、そこをまずお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 県で一括するというよりも、いわゆる法律で言われている福祉事務所の設置自治体の実施主体ということでありますから、私どもの笠松町や、あるいは町村において、福祉事務所を独自に持たない町村においては、その地域の県の福祉事務所が実施主体としてやられる。それは形として当然のことだと思います。何も我々のところでやらないわけではない

んですが、一つの実施主体はそういう形で行われることであります。

私は、そういう中でこの生活困窮者自立支援法をいろいろ見てみましても、確かにいろんな面できめ細かさや、あるいはそういう状況の把握に関しての対応が非常に鮮明になってきていますから、この法律が来年の4月から施行されるまでの間に、今一生懸命県とも対応を協議しながら進めておるところでありますので、まだまだいろんな問題もこれから出てくると思います。でも、時期的にはそういうことも視野に置きながら、今御質問で言われたいろんな部分に関しても、そういう検討を継続的に進めておるところでありますので、またいろんな状況等、必須事業や任意事業に関しても、一つ一つ念を押しながら対応を検討しているところでもありますので、今御質問の中で言われたように、こういうものをこうやっていってと決める状況ではない段階は段階なんです。でも、よく状況は勉強しながら、承知していますので、頑張りたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 無知で申しわけないんですが、要するに、市とか特別区のようなところは福祉事務所を持っていますよね、岐阜市なら。例えば生活保護の問題でもそうですね。福祉健康課でお願いに行き、また申し出があると、その方の生活状況をずうっと調査し、本当に民生委員さんにも相談されたりいろいろされながら、ほぼこれなら生活保護の申請をして、受けられるだろうというまではほとんど町村で準備され、それができると初めて県の福祉事務所からいらっしゃって、そこでもう一度本人と会われたりいろいろして生活保護が決められる。この自立支援法についてもそういうことになるのかなあと思うんですよね。

ただ、この自立支援法は、生活困窮者で働ける年齢というのが一つ入るだろうと思いますけれど、その範囲の人たちで生活の場面、それから成育の関係をいろいろよく調査し、また事情も聴取し、計画を立てて、その人が自立に向かっていけるようにしていく。本当にこのとおりにできたらいいなあと思うんですけれど、この労力というのか、その人が生活姿勢から変わっていく、ある意味で人間改革をするような事業ではないかと思うと、本当に県に任せてしまっているのだろうかというのを思うわけなんです。毎月毎月あるとか、そういうものでもないだろうとは思いますが、でもこういう経済事情の中だと、私たちの周りでひきこもりであったり、働かないで親といらっしゃる、特に私たちぐらいの年齢になりますと、両親が年金暮らしになり、その上にひきこもりの子供の面倒を見ていく。本当に厳しいし、訴えられることは本当に大変だと思う。

けれども、どうやってこれを助けていくかといえば、今まで道がなかったんですよね。それがこういう形でできてくれば、それはそれで本当にいいことなんだけど、ただここで言う福祉事務所がこの自立支援法にのっかってやっていくということになると、ある意味で県の岐阜地

域福祉事務所になるんですかね。その方たちの陣容の整え方でも違ってきますし、かといつてどこまでが町村でやる仕事になるだろうかという心配もするわけですが、町長に聞いたのは、市は福祉事務所を持つんだけど、町村で持っているということはないんですね、岐阜県下において。それは、何か法律に基づいてなんですかということが聞きたかったんです。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

議員御指摘のとおり、法律に基づきまして、福祉事務所の設置は市ということで、町村につきましては設置していないというのが実情でございます。

先ほど町長のほうから申し上げましたが、決定権は福祉事務所を持つ県になるんですけれども、当然第一窓口として、町村は相談者に歩み寄りながら相談をしていくわけですので、若干時間的な決定に関する期間があるかもしれませんけれども、事としては同じことでありますので、今でも生活保護に関しましては全く同じ形でやっておるわけですので、それに今回の生活困窮者自立支援法に基づく支援が加わるということで、むしろ制度のほうの後追いでついてきたのかなあと。今でも社会福祉協議会と協議しながら応急生活資金の貸し付けを行ったり、社会福祉協議会のほうのいろんな地域福祉でのかかわりがありますから、そういう意味で、そういう観点からごらんいただきたいなというふうに思います。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことでいいますと、よっぽど県がこの自立支援法にのっとって、進めていただくことに積極的になっていただかないと大変だなあというような思いが一つと、その中でこの自立支援法を実施していくのに、先ほど幾つか国が3分の2とか、4分の3とかという経費の応援がありましたね。そのほかの経費というのは、笠松町の人に対応している場合には、残りの経費は笠松町で持つのか、県で持つのか、どちらでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 生活困窮者自立支援制度の話かと思いますが、先ほど冒頭に御説明がありましたように、実施主体が県ですので、県が事業費を持って、国の補助を受けてやられるということで町村の持ち出しはございませんが、ただ人的な持ち出しはありますね。人件費ということで、それだけ相談体制を強化しようとする、そういう配置をしなければならぬという話にはなるかと思います。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この自立支援法だけを運用しようと思っても、多大な人件費が要るなあということを思うわけですが、それについては、福祉事務所というふうに最初に書いてある

ので、県かなあと思いながらも町村も必要なしにはいかないのになあ、この陣容の中でまた仕事の一つふえるんじゃないかなあと思うわけですよ。

今、来年度に向かっての県との話し合いはどれくらい進んでおるのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 県との話し合いという、具体的に今細かいことは、事務的にどうだということとはまた後から部長が判断しますが、今言われたとおりに、いわゆる生活困窮者自立支援法ができたことによって、本当に今の必須事業や任意事業をまぜて見ても、本当にきめ細かい対応がなされていますので、それを実行することというのは本当に大変なことでもあります、この1年間いろいろ準備して進めていけると思います。

いずれにしても、今言われたように、そういう専門的な知識やいろんな情報が本当に必要になってきますから、我々の町の中における綿密な連絡体制というのは、もっともっと今まで以上に必要になってくると思います。福祉だけではありませんのでね。こういうことを発見して、そういう方に手を差し伸べられるというのは、いろんな窓口で、いろんな情報の中で察知して、我々がそれをきちっと調査していくことでありますから、それをこの1年間をかけてそういう体制づくりをどういうふうにするかということ、職員の体制も考えながらやらなきゃならないと思います。

それともう1つ、これは今の長野議員の質問とは全く関係ないですが、後からほかの議員の方が質問されることでありますが、今の自立支援の問題で、総合窓口をきちっとしていくことや、あるいはまた障害者総合支援法というものの中で、これもやっぱり相談窓口の専門家や、あるいは細分化をしてやっていかなきゃならない。

大変大きな事務量というのは、これからどんどんふえていくと思います、我々からしてみると。それに対応する人的な配置や、能力や、あるいは職員のいろんな勉強や、そういう体制づくりをきちっとやっていくことが、福祉事務所を持たない我々の大きな使命であり、仕事であると思っていますから、今の人的な部分に関しては、市町村が責任を持ってやることでありますから、この1年をかけてその対応や体制づくりをどういうふうにするかということ、よりきめ細かくなってきた事業や体制に対する考え方を切りかえてやっていかなきゃならないことはこの法律を見ていてやっぱり思いますから、そのことをまたよく検討をして、進めていきたいとは思っています。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 福祉事務所との具体的な調整といいますか、打ち合わせということにつきましては、先月、5月下旬ぐらいだったと思いますけれども、町村の要望といいますか、実態をヒアリング調査されておるようで、そこから集計といいますか、ある程度整理されて、またいろいろ意見を聞かせてくださいというような形で言

ってみえると思います。

せんだって、とあるところで課長とお話をする機会がありまして、そのような意向を言ってみえましたので、これから状況をちょっとまた連携をとりながら、今のニーズに合った事業を少しでも多くやっていただけるように、御要望をしていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この生活困窮者自立支援法が具体的に生かされていくということは、私も期待をするところですが、相当な専門的な知識、専門職のようなものもいるのではないかと思いますし、そうした経費についても含めてしっかり県に積極的な御意見を言ってもらえ、スムーズにいくようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、AEDについてですが、笠松の2万5,000の人口に8カ所もあるということ自体がありがたいことなのかなあとも思ったりするんですが、ぜひそちらのほうとの連携が強められるよう、答弁でもありましたので、ぜひお願いをしていきたいというふうに思います。

また、私たち自体も積極的にAEDを使えるようになればいけないのかなということも思いますので、何かそんな講習の機会をつくっていただけたらありがたいと思いますが、どうでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） さき方答弁の中でも言いましたように、これは引き続きそういうような機会を地道に進めていくことが大事だと思いますから、いろんな機会にAEDの操作については進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そして防犯カメラの関係ですが、性能もいろいろ研究されて、よくなっていたりいろいろしますが、やはりいろいろな今事件が起こったりしていますと、防犯カメラだけでは済まない問題も起こっているようですけれど、やはり役割は、防犯カメラというのはそれなりに果たしていると思いますので、研究しながら、どこにつけよということは言いませんけれども、町民の生命を守る、財産を守る、そういう観点からお願いをしていけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 次に行きます。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質

聞させていただきたいと思います。

本日のテーマは、人口減少時代の取り組みということで進めさせていただきたいと思います。

増田寛也元総務大臣が座長を務めます民間の日本創成会議は、2040年に全国約1,800市区町村のうち、523市区町村が消滅かもしないという推計を発表しました。これまでの国の試算よりも急速な人口減の可能性を示唆したもので、国内及び関係方面に大きな衝撃を与えたのは、記憶に新しいところでございます。

背景には、出産年齢の中心である20から39歳の、いわゆる若年女性の減少があります。若年女性が50%以上減りますと、たとえ出生率が現状の1.41から2.0まで上がったとしても、人口維持は難しいと見られております。

日本創成会議の推計によると、40年には日本の半分近い896市区町村で若年女性が5割以上減り、このうち523市区町村で人口が1万人を割り込むとされ、消滅可能性都市リストに掲載されました。ちなみにこのリストには、岐阜県内でも若年女性減少率70.3%の白川町を筆頭に15市町村が上げられております。このうち、笠松町に地理的に近い自治体としては、神戸町、養老町、海津市などが含まれております。

さて、最初の質問をさせていただきます。

笠松町の今後の人口見通しはどうなっているのでしょうか。消滅可能性都市リスト掲載の根拠になっている、2040年の若年女性減少率の数値も含めてお教えてください。

次に、人口減少のもたらす弊害について取り上げたいと思います。

まず思い浮かぶ問題は、介護や医療など福祉分野で、需要者がふえる一方で、それを支える世代が減少するという構造変化であります。笠松町でも、2040年には65歳以上の方が全体の3分の1を占めると予想されております。つまり単純に見ますと、2人で1人の高齢者を支えるという、現役世代にとっては厳しい現実が間近に迫っているのであります。

それを防ぐためにも、人口増加策、とりわけ若い世代をどれだけ笠松町に呼び込めるかが町の将来の明暗を左右すると言っても過言ではないでしょう。実際にお隣の岐南町では、学校給食の無料化を実施したところ、小・中学生を持つ世代が増加したという話を耳にしました。給食費の無料化については、さまざまな意見があることは承知していますが、近隣自治体がこのように特化した子育て支援を行っている以上、いずれ笠松町も他の市町村に負けないような施策を打ち出さざるを得なくなるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。町では、人口減少対策の面において、どのような方向性を持って子育て支援に取り組むつもりなのか。具体的に新たな施策を視野に入れているのなら、御説明を願いたいと思います。

もう1つの問題は、地域経済への影響であります。

笠松町の15から64歳の、いわゆる生産年齢人口の割合の推移を見てみますと、1980年が

67.4%だったのが、2010年には61.5%と、約6%減りました。これに歩調を合わせるかのように、町内の商工業が衰退していったかのように見受けられます。さらに2040年には56.1%と、一層の減少が予想されております。

生産年齢人口の減少は、雇用などの点においても地域経済にマイナス影響を及ぼすだけでなく、税収の目減りにも直結します。財政力の堅守のためにも、将来に向けての抜本的な対策が求められるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。生産人口が減り続ける中、これから20年、30年後の笠松町の基幹産業のあるべき姿をどのようにイメージされておりますか。また、主要な自主財源である税収確保をどのようにして図っていくおつもりなののでしょうか、見解をお願いいたします。

最後に、町民の啓発に関してお尋ねします。

今回、取り上げました人口減少問題は、社会保障制度の存続維持に直結するだけに、防災と並ぶ国民、地域住民にとっては重要な課題だと認識しております。しかしながら、防災と比較しますと、一般の人たちの関心は低いように感じます。

そこで、提案を兼ねてお聞きします。人口減少問題に関し、笠松町の将来推計人口や人口減少が引き起こす影響などについて、町の広報、あるいはホームページなどで取り上げたいかがでしょうか。笠松町が全町を挙げて、アンチ人口減少化時代への取り組みを見せれば、若い人たちの定住へのきっかけづくりになるのではないかと期待しております。町長の見解をお示しく下さい。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。まず人口減少社会への取り組みの中で、今後の人口見通しについてはどうなのかという1点目の御質問であります。

笠松町におきましては、平成22年の国勢調査の人口が2万2,809人でありますから、平成7年の国勢調査以降、人口というのは増加をしてきてはおりますが、全国的にも人口減少社会を本格的に迎えて、笠松町においても人口減少が懸念をされてまいります。

そのような中に、さらなるまちづくりを推進して、その地域の魅力を高めることによって移住・定住者の増加を図ったり、あるいは第5次総合計画における目標年次である平成32年の将

来人口を2万2,500人として考えております。

そして、日本創成会議が発表した消滅可能性都市リストの掲載根拠の2040年の若年女性減少率についての御質問であります。消滅可能性都市リスト掲載の若年女性減少率というのは、当町は27.3%との予測がされておるようであります。この予測は、平成22年の国勢調査の人口をもとに推計をされているようであります。

その次に、人口減少化の対策において、どのような方向性を持って子育て支援に取り組むのかという御質問であります。

国は、これまでの次世代育成支援推進法に基づく少子化対策として、いわゆる子育て支援と働き方改革を中心に進めてまいりましたが、今回、3つ目に結婚、そして妊娠、出産支援を掲げて切れ目のない支援を目指していくとされております。

そしてまた、子育て支援では、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行や、あるいは多子世帯への支援など、働き方改革では、子育てと仕事の両立支援や、あるいは中小企業の両立支援促進などを、さらに結婚、妊娠、出産支援では、地域の相談拠点づくりや産後ケアの強化などを推進していくという動きがあります。しかしながら、一方でこうした少子化の問題は、結婚や妊娠、出産などの個人の考え方や価値観にかかわる問題でもあり、最終的には個人の自由な選択が優先をされるところにもなります。

また、町としましては、こうした背景のもとで、国のメニューどおりの事業実施で少子化を抑制できたとしても、人口流出により人口減少に歯どめがかかなければ、町の活性化にはつながらないとも言えます。当たり前のことではありますが、そういう意味では、笠松町に住みたくなる住環境や教育、そして子育て支援施策など、住んでいてよかったと言える、他の市町よりも、より高い満足度を感じていただける施策の展開が必要であるとは考えております。

当然、子育て支援施策につきましては、御承知のように昨年度子ども・子育て会議を設置し、子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握するために、各家庭へのアンケート形式によるニーズ調査を実施しております。本年度、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっておりますから、ニーズ調査の結果を踏まえ、子ども・子育て会議で検討を重ねて、新たな事業計画のもとで、創意・工夫を凝らした事業展開に努めていきたいと考えております。

そういう中で、先日、この4月から県に新設をされました子ども・女性局の河野局長が笠松町へ来庁されて、1時間ほどお時間をいただいて、出産や子育て女性の社会進出を支援する体制や、あるいは県外から移住してくる人をふやす施策についても、今後、より県として力を入れていくことなどのお話も伺い、私どもとしても、今後、県ともより綿密に連携をとることなどの話し合いをさせていただきました。

その次に、20年、30年後の町の基幹産業のイメージや、あるいは税収確保をどのように図るのかという御質問であります。日々大きく変わり続けている今の社会情勢の中で、近年その

スピードはますます速まってきておりますが、近い将来でもなかなかそういう産業のイメージの予測をすることが難しい中で、20年後、30年後といった将来の産業を想定することは、大変困難なことではないかとも思っております。

また、笠松町は都市近郊の平たん地であり、主要道路へのアクセスもよくて、交通立地条件を生かした産業の展開が望める土地柄ではありますが、一方で、工業団地のような大規模な開発ができる土地の確保が難しい状況であります。

そこで、第5次総合計画の計画的な土地利用の推進の取り組みにも記してあるように、市街化区域の拡大推進を図って、開発可能な土地を確保していくことも引き続き必要であると考えております。また、企業誘致などによる固定資産税や法人税、そして雇用による住民税などの税収増加も図る必要があると考えております。

次に、生産人口が減り続ける中で、主要な独自財源である税収確保について、どのように図っていくのかという御質問であります。笠松町の個人町民税の今後の見通しについては、生産人口が減少することによって税収の減少が危惧されておりますが、最も影響があると思われる個人町民税については、平成20年から25年度の課税状況を見てみますと、多少の景気の影響等ではありますが、納税義務者のうち給与所得者や事業所得者はほぼ横ばいで推移をしており、賦課額についても同様に推移をしているところであります。

町民税の納税義務者のうち、いわゆる給与所得者や事業所得者は19歳から65歳が大部分を占めることから、19歳から65歳の人口推移を平成25年1月1日の人口ピラミッドをもとに推計してみますと、平成20年から25年は約620人の減、そして平成25年から30年までは約670名の減となると見込まれております。今後の景気動向にも左右されますが、このような状況から、個人町民税の税収については、今後緩やかに減少の傾向となると考えております。

次に固定資産税であります。これは人口減少の影響を受けにくい税目でもありますことから、今後の土地の価格の変動にもよりますが、現状と余り変わらないまま推移していくものと考えております。

そして、人口減少問題に関して、広報やホームページなどの掲載についての御質問ですが、人口減少が懸念される中で、笠松町への移住・定住者の増加を図るために、これまで進めているまちづくりや新たな施策事業についても、町内外を問わず、いろんな媒体により広く周知をしている現状ではありますが、今回、日本創成会議では、調査結果にあわせて、少子化対策と地域活性化のさまざまな戦略を内閣府に提言しているところであり、町としても、今後、国が取り組む施策と歩調を合わせて、啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございました。

今回の質問のテーマというのは20年、30年後ということで、はっきり申し上げまして、そのころにはこの議場にいる人はほとんどいなくなっているような形になると思いますが、それだけに抽象的な議論になりがちなのですが、先ほど町長さんのほうから、若年女性の減少率が笠松町は27.3%と、この数値は全国的に見ると、まだ比較的安心できるかなあと思うんですが、ただ逆に捉えますと、少子化の中、先ほど言われたように流出人口でしょうか。やっぱり若年層という小さくなったパイをいろんな町が取り合う、そういった時代が訪れてくる、いわゆる自治体間競争の時代になってくるんじゃないか、そういう危惧を抱いているわけなんです、こうした中、ちょっと最初にお尋ねしたいのは、町長御自身としてはお答えにくい質問かもしれませんが、岐南町の給食費の無料化についてなんです、これは笠松町内の小・中学生を持つ保護者の方から、笠松町ではやらないのという声をたまにお聞きするんですが、町としては、給食費無料化の施策については今どのようなお考えを持っているのか、今後それを検討するおつもりがあるのかどうか、そのあたりの今の胸のうちをお示しいただけたらと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 岐南町が推進されている無料化、これは岐南町の町政の中で、あるいは多くの皆さんがそれで納得されてやってみえる政策ではないかと思えます。

御承知のように、いろいろ歴史を見ても、私どもの町が今から二十数年前に医療費の無料化を進めた中で、今は全町村がほとんど15歳までの無料化をなし遂げておる。今の給食費についても、そういう流れがどうなるかはわかりませんが、将来そういうことを視野に入れながら進めているところもあり、また全くそういうことをしないということをはっきり言明している市町村もあります。これは、たまたま県下の町村会の中でそういう話題が出ましたから、そういう話の中では、今、岐南町さん独自の政策としてやられることに関しては注視をされていることとあります。笠松町としては、今は、私はこの無料化に対して、具体的に踏む込んで対応を考えている時期ではないだろうと思っていますから、将来に関してはまだわかりませんが、今はそれをきちっと見きわめながらやっていきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

一概にやると言っても、笠松町の場合、財政的な問題等もありますし、いろんな御意見があります。今後とも慎重に検討していただけたらと思います。

続きまして、もう少し子育て支援についてお聞きします。

従来の子育て支援といいますと、働く女性向けの環境整備的な取り組みが中心でしたが、先ほどの創成会議からの提言もあったと思うんですが、これからは男性の育児の参加を促したり、男性の育休の完全取得を推奨するなどの動き、企業とか役場にも求められると思うんですが、

現在、当笠松町役場では、男性に対してこのような子育て的な、いわゆる育休とか、育児参加を促したり、そういったようなサポートはされているのでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 男性職員に対する子育て支援の関係の御質問でございますが、当町の男性職員に対する子育て支援制度といたしましては、育児休業制度を初めとしまして、妻の出産時や産前・産後期間中の特別休暇制度、また子を看護するための看護休暇制度、育児部分休業、育児短時間勤務といった子を養育するための勤務時間を短縮できる制度など、さまざまな支援制度がございます。

これまでに男性職員が利用した制度につきましては、育児休業と妻の出産時の特別休暇の2種類のみで、他の制度の利用実績はございません。しかしながら、育児参加という意味では、例えば子供の学校行事などの際には、年次有給休暇を取得して参加する職員も多く見受けられますので、男性職員の育児参加が進んでいないということではないというふうに認識をしております。

また、職員の育児参加を促すためには、職員間の理解や職場の雰囲気などが重要になると思っておりますが、現在でも、育児参加する職員に対しまして周囲のサポートが得られており、よい職場環境であるものと受けとめております。

また、今後はさらに職員の育児参加につなげていくため、各種支援制度の活用を促していきたいというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

最近「イクメン」という言葉もすっかり定着しまして、特に若いお父さんは、子供のおむつがえとか、お風呂へ入れるのが当たり前のような時代であって、やらないと怒られてしまうといったような風潮なんですけど、ただ一方で、職場の中では、なかなか民間の企業の中では、男の人が子供子育てのためにまとまった休暇をとるとか、そういうのは難しいような状況であると思います。

特に、都市部はともかく、笠松町のような地方や、そういった場所では、まだまだ保守的な考え方がはびこっているのが現状ではないかと思っております。ただ、やはりそこは笠松町が特に男性職員に対して積極的に呼びかける、そういった実績をつくっていただく。そして、そういったことをやっているということを幅広くPRしてもらうことにおいて、女性だけでなく、お父さんにも子育て支援をやっていると、そういった一種のPR的な意味合いも含めて、積極的にやるべきではないかと思うんですが、町長、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 役場の中では、男性職員が育児関係の制度をいろいろ利用して、今、部長が報告したように、周りのサポートもお互いにしながら理解をして、本当にうまくいっているのではないかと思います。

そのことだけをPRするのではなくて、やはりさき方申し上げましたように、県も新たな子ども・女性局をつくって、そういうことも含めて、子育てや出産に対しての支援をしていこうという体制を今つくるために、それぞれ我々の意見を聞いて県もやっておられるようでありますから、そういうときに、そのことも含めてPRもしていくことは大事だと思いますから、いろんな方法を考えて、我々の対応も含めた啓蒙をしていきたいとは思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 私も、正直言って子育てを全然やっていませんので偉そうなことは言えませんが、やはり時代が変わってきているということを私自身も認識しております。せめて自分の息子たちにはしっかりやるように言っていきたいなど、そう思っているところなんです、特化した子育て支援について、先ほどちょっと触れられましたが、多子世帯、いわゆるお子さんがたくさんいる世帯への行政サービスとか、税の優遇措置と、そういったものもこれから注目されるのではないかという意見がいろいろなところから出ておりますが、笠松町として、今、具体的にそういった取り組みは考えていらっしゃるのでしょうか、そのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 具体的というか、今、我々が多子世帯に対してしていることは、いわゆる保育料の軽減についてはやらせていただいていますし、幼稚園の就園奨励費についても一部それが適用されて、やらせていただいています。

今、言われたように、そういう問題は大変大事なことだと思いますので、これからそういう環境を整えつつ、政策の面で何か発揮できることがあれば、今考えてやっていく時期だと思いますから、そういう対応を、さき方申し上げたように、県ともいろいろ連携をとりかけていますので、ぜひそういうことも投げかけて、私どもが独自にやれることも考えて進めていきたいとは思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 若い世代を呼び込むのも一つの方策ですし、いわゆる特殊合計出生率ですか。子供さんをたくさん産んでいただく、そういったことも人口増加につながると思いますので、そのあたりも力を入れていただきたいと思います。

続きまして、人口減少化時代の中での地域経済のあり方ということで、もう少し具体的にお

話を伺いたいと思うんですが、岐阜市の細江市長が先日の日経新聞のインタビューにおいて、これからの岐阜市の方向性についてこのように語っているんですが、名古屋都市圏と役割分担をしながら連携を深め、一体感をつくっていく必要があると。

いわゆる岐阜市は、特に最近、岐阜駅周辺の動向を見ていると、高層マンションが建ったり、岐阜駅内のお店なんかもどちらかというとベッドタウン的な志向でいろいろ変えているんだと、そういった戦略をとっているなというのが実感として伝わってくるんですが、もちろん笠松町も、名古屋駅から見ますと30キロ圏内で、町長も先ほど言われましたように、交通の便もよく、有利な土地柄にあると思います。

これから若年層の定住を図るとするならば、もっともっと名古屋方面に向けてのまちづくりの戦略、あるいはPRが必要ではないかと思うんですが、そのあたりは今後どういうふうに進められていくおつもりなんですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは、私が15年前に就任したときからまちづくりのところでいろいろ言っている中で、みなと公園の開発や、いろんな笠松町のまちづくりの中で、やはりベクトルは名古屋に向いていくべきだろうということでいろいろ対策も立ててまいりました。

そういうことは、当然、我々の小さな2万2,000人の単位の自治体で全てが完結してやれるわけではありませんから、広域行政の中で我々が対応していくこと、これもふえてきましたよね。ごみもそうですし、介護保険もそうですし、消防もそうですし、水防もそうですし、いろいろ広域の中でやっていること。そしてまた、もっと広域の中では、地域の協議会や期成同盟会で対応を進めていること。こういうことを進めながら、この町の特徴を生かして、我々が今外へ発信しているふるさと納税の話もそうですが、これは名古屋だけではなくて、東京圏が大半であります、県下で2番目の大きな数字で皆さんがやってきていただいている。これも、やっぱり発信した一つの方法や努力のたまものじゃないかと思えますから、今言われたように、30分で来られる名古屋圏でのいろんな対応は、これからもっと地域の開発によってできることだと思いますから、具体的にそのことも推進、定住だけではなくて、来ていただいて、ここでいろいろお金も落とさせていただけるようなシステムをつくる方がいいんじゃないかと思っていますから、そういうことも含めて、大きな流れを考えて進めていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

まさしく名古屋というのは、マーケットとしても非常に魅力的な土地でありますし、地域経済を発展させるという意味におきましても、どんどん名古屋に向けての情報発信とか、まちづくりの施策を打っていただけるとありがたいなと思います。

今、町長さんのお話の中で、広域連携というお話をされましたが、人口減少が進めば、ごみの処理とか、消防とか防災、あるいは医療、介護、福祉などにおいて、これまで以上にニーズがふえてくると思います。先ほどの長野議員の質問でもありませんが、住民の方のニーズはより細分化され、そして複雑となっていきます。そうしますと、笠松町という人口2万二、三千人の小さな町でやれることもおのずとして出てくると思います。

実際に、先般のごみの民間委託に関しては、岐南町と一緒に共同歩調でやっていくという方向性が示されたわけなんですけど、笠松町としましては、今後人口が減っていく中、ほかの自治体との協力関係、どのような考え方で進めていかれるつもりなんですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員さんからの質問にもあったとおり、さまざまな行政課題がありまして、その中で、やはり単独で町として発信してやっていけること、そしてまた、今言われた水防や消防や、あるいは我々は教育委員会も共同設置という対応でやっていること。そういう行政需要全般を見まして、今、我々が中心になってやっている岐阜南部広域圏の協議会の中で、大きな枠の中で物事が進んでいることもありますから、広域連携をきちっととりながらこの町のよさを生かしてやっていけること、これがやっぱりここが生き残っていく大きな推進力になるんじゃないかと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

周辺の市町村と歩調を合わせつつ、協力しながら、その中でいかに笠松町の個性を出していくかと。これは、非常にある意味、難しい取り組みだと思いますが、付和雷同することなく、やはり笠松町としては、笠松町らしい個性を持って取り組んでいただきたいと願っているわけですが、最後に住民の啓発について、再度お尋ねしたいと思います。

このところ新聞だけではなく、テレビとか雑誌でも人口減少問題を積極的に取り上げており、住民の方々の関心も高まっているんじゃないかなあとと思います。

こうした中、笠松町は将来どう変化していくのか、人口が減っていく中、果たして今の行政の仕組みで対応できるのか。住民の方の中では興味だけではなく、一種の不安も抱いていると思います。

人口減少の問題の取り組み方一つによって、町の将来が決まるのではないかと思うところがありますが、私は、あえてこの問題を真正面から町民に投げかけることで、新しいアイデアとか、あるいは新しい人たちのまちづくりへの参画も促せるのではないかと思うんですが、町長、最後にもう1回だけ、町民に対する投げかけというか、そのあたりの心づもりをお尋ねしたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この町のあり方や将来について、大きくこの町のシフトがいろいろ変わってきたのは、今から7年、8年前に広域合併の問題があったときに、町民の皆さんと町のあり方について、あるいは将来のまちづくりについていろいろ議論をさせていただきました。それは、合併という一つの手段の中でのいい悪いの対応でありましたから、そういうときにも将来像はいろいろ皆さんにもお知らせし、お聞きもしました。

今、我々が将来5年、10年先、もっと先を考えて、住民の皆さんといろいろまちづくりについて語らなきゃならないことは、大きなシフトが、国のあり方が変わってくるような流れが今出てきていること。その1つは、御承知のように、今、道州制の問題が自民党の部会の中では進んできておって、今国会に提出されるような動きもありましたが、どうもそれはとまっているようであります。けど、これは必ず国のあり方や、あるいは基礎自治体のあり方を、人口減少も考え、いわゆる行政効率も考えた中で国はいろいろ言ってくると思いますが、そういう流れも我々は感じながら、よりこの町が道州制の波にのみ込まれるのではなくて、この人口で、この地域で、この環境の中でこそ生きていける自治体づくりというのは、笠松町にしかないものを、いわゆる歴史的な財産や、自然環境の財産や、地の利の財産や、いろんな特色がある町でありますから、どのような対応になろうと、将来皆さんに住んでいてよかったなあと思われるようなまちづくりをする大きな要素を持った町ですから、それを住民の皆さんの知恵や努力で進めていけば、必ずすばらしいまちづくりができると思います。

そういうことをぜひこの議会の皆さんと同時に、町民の皆さんともそういうことをやり合えるいろんな機会をこれからまた私どももつくらせていただいて、将来にわたるこの町のあり方をみんなで考えていきたいという気持ちであります。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 町長の言われるとおり、今、この国、そして地方自治は大きな転換期を迎えつつあると思います。

こうした中、次のステージに向けて、行政、議会、住民の方が一体となって考える機会をどんどん、もちろんそれが私ども議員の仕事でもありますが、行政側も積極的に呼びかけていただいて、一人でも多くの町民の方に関心を持っていただく、そういった努力をしていきたいと思っております。

有意義な議論ができたことを感謝して、質問を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 次に行きます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

今回は住民福祉についてということで、地域生活支援事業、地域活動支援センターについての考え方についてお聞きしたいと思います。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）が、小泉政権時に自民党・公明党の賛成多数で可決・成立しました。その後の民主党政権で改革、廃案となりました。

2010年4月26日付の福祉新聞の記事では、福祉サービスの利用に原則1割の応益負担がかかる障害者自立支援法は憲法違反だとして、全国14地裁で71名の障害者らが国・自治体に負担の取り消しを求めた一連の訴訟は、21日に東京地裁（八木一洋裁判長）で14番目の和解が成立し、全て終結したとあります。

今までの自立支援法で問題とされていた部分（社会福祉法人全国社会福祉協議会による）の記述では、1. 身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく、使いにくいこと。2. サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々全てにサービスが行き届いていない地方自治体間の格差が大きいこと。3. 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、ふえ続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であることと記載されています。それから問題点を考慮され、障害者自立支援法は改正され、いわゆる障害者総合支援法に平成24年6月27日法律第51号が成立しました。

この法律の可否は別の問題として、都道府県・市町村にはその法律による責務があります。なお、その中に発達障害も明記されたということは評価できると考えております。

市町村等の責務として、法律の中には第2条、障害者がみずから選択した場所に居住し、または障害者もしくは障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関、その他の関連機関と緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。2. 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。3. 意思疎通について、支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために、関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことが定められています。

改正の趣旨として、障害者制度改革推進本部等の検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの障害者等の地域生活支援のための法改正が明確化されました。そして、システムの構

成としては、自立支援給付と地域生活支援事業の2つで成り立っています。

地域生活支援事業には、必須事業の例として、相談支援、成年後見制度利用支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、または貸与・移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、その他の日常生活、または社会生活支援があります。特に福祉の総合窓口的な地域活動支援センターについては、早急に整備する必要があると考えています。

厚生労働省のホームページによると、補助率は、国は予算の範囲内において、市町村及び都道府県が支出する地域生活支援事業の費用の100分の50以内を補助することができるとされています。市町村地域生活支援事業において、国庫補助率は100分の50以内、負担割合は、国が50、都道府県が25、市町村25%。事業実施主体として、1. 市町村地域生活支援事業、市町村（指定都市、中核市、特別区を含む）都道府県が市町村必須事業を代行可能であると。事業の全部、または一部を団体に委託、または補助が可能とあります。

岐南町でも、一般社団法人への委託を検討しているとお聞きしております。当町でも、障害者総合支援法の理念に沿い、福祉サービスの一本化を推進し、総合相談窓口の設置を検討してみてもはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。直ちに会議を開きます。

4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問に対してお答えしたいと思います。

まず地域生活支援事業の福祉サービスの一本化を推進して、総合的な相談窓口の設置に対してはどう考えているかという御質問であります。笠松町において、この福祉サービスの第1次相談窓口としては、福祉健康課が相談窓口であります。また地域の生活支援事業には、必須事業として、言われたように相談支援事業や日常生活用具の給付等の事業、そしてまた移動支援事業、地域活動支援センターなどの市町村事業が定められておりますが、例えば相談支援事業においては、身体障害が1カ所の事業所、知的障害が2カ所の事業所、精神が3カ所の事業所と委託契約を通して事業を実施させていただいております。より身近なところに相談支援事業所等があれば望ましいことは承知しておりますが、現在のところ、事業所の条件が整わずに、町内事業所とは、いわゆる相談支援事業所や、あるいは地域活動の支援センターとしての契約は行ってはおりません。

今後、一次相談窓口としての町の人的整備というのは必要ではありますが、町内事業所と協議をしながら、どのような委託が可能かも検討し、より一層の相談支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

若干長野議員と似たような方向性の部分は、長野議員の答弁の中でも町長がおっしゃっておられましたように、似たようなところがありますので、非常にあっさりとした前向きな答弁ありがとうございます。

ちょっと関連も含めて、事前に若干の通告もしてありますので、再質問の中で1つ、2つ、お聞きしたいことがありますけど、平成26年度予算の国庫支出金の中で、民生費国庫補助金の中の地域生活支援事業費として国庫支出金が311万円ほど計上されていますが、国の補助が50%ということであれば、事業費としては600万円ほどかなあと思うんですけども、この内容についてひとつ教えてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、26年度予算での御説明ということで、主要事務事業の内容の御説明をさせていただきたいと思います。

26年度の当初予算では、障害者地域生活支援事業費として1,602万4,000円計上させていただいております。この中で補助対象となります部分が、相談支援事業と地域活動支援センター事業の部分を除く分、事業としましては、日常生活用具給付等事業ほか6事業、必須で7事業を組み立てしております。任意事業としましては、日中一時支援事業ほか3事業の4事業を組み立てしております、合計で11事業で1,602万4,000円という形になるんですけども、先ほどの相談支援事業と地域活動支援センター事業につきましては、おおむね460万ほどあるんですけども、交付税措置となっておりますので、補助対象外という形になっています。

そうしますと、残りの約1,100万ほどが補助対象という形になるんですけども、一応2分の1というふうには決められておりますが、補助の上限枠がございまして、300万を上限としてという形になっております。ちょっと端数の11万につきましては、地域生活支援事業というよりは、障害程度認定区分審査事業、認定区分事業のほうの補助になっておりますので、これはちょっと別という話で300万という形になります。

以上のようなことで、事業としては国が300万、県が150万で、町が残りの150万を持つという形ですけども、実際、500万ほどを町が持ち出しして、手厚い事業を行っていることになります。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、結局、今までの自立支援事業の続きでやっている事業の中にプラスアルファということになるのかと思うんですけども、現実には、例えば地域活動支援センター事業に直接的に関連したものというのは、どんなことをやられているんですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 先ほど相談支援事業とか、地域活動支援事業を必須としてやっておるということでお話ししたと思いますが、委託としてやっておりますので、相談支援事業につきましては、より専門的な分野で障害者の方への相談をさせていただいて、利用サービスにどのような形で結びつけるか、どのようなサービスが適しているかというようなことで相談をさせていただいておると。

もちろん一次窓口としては福祉健康課の職員がおりますので、障害の方であれば障害の得意とする事業所につなげて、知的であれば知的、身体であれば身体というところにつなげて、そこで相談を受けていただくと。

地域活動支援センターにつきましては、日中一時活動の場、創作、あるいは交流の場というような形でのデイサービスの部分もありますし、その中で相談を請け負って次の展開を図る、相談をしていくということになりますので、そういった事業として事業所に委託をしておるということで、こちらで直接専門職を抱えておるわけではありませんので、そういうすみ分けとございますか、そのための委託であるということですね。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今、言われたように、それぞれが特殊な専門性の高いところへ委託するというのは正解であると思います。全部を役所の中で抱えていくというのは、先ほどの長野議員のときにもありましたように、とても人的な部分とか、金銭的な部分においても、予算上のことにおいてもカバーし切れるものではないというふうに思いますし、なかなか難しいかなあとと思いますけれども、相談支援ということでやっていただいておりますということなんですけれども、先ほどもありましたように、障害者の中に発達障害のほうも含まれてきたと、総合支援法の中には入ってきたというふうに法律上にあるわけなんですけれども、先ほどの中で責務にもあったように、障害者の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションを講ずるといったところがあったわけなんですけれども、発達障害支援法でも就労支援を規定しておりますし、平成17年4月に施行されてからもう既に9年目を迎えるわけですね。ちょうど小学生だった子がもう20歳を過ぎているということで、現実には新しい総合支援法と、それから発達

障害支援法の両方の中で就労支援を義務づけておるわけなんですけれども、笠松町の中にはそういう事例はありましたでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） ございました。

○4番（川島功士君） 何人。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 発達障害とか、知的とか、身体というような形でちょっと細分化、今、手元のほうに資料がございませんので、トータルとして多分決算のときにも御説明したと思いますけれども、そういう支援事業として利用が実際あったということですから。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） じゃあ発達障害の分で、具体的な事例を教えてください。

○議長（安田敏雄君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 川島議員の質問の答弁をお願いします。

岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 失礼しました。

確認しましたが、知的障害とか、身体障害とか、そういう手帳所持者での就労支援の実績は把握できておりますが、発達支援につきましては、多分今までの実績としてはないだろうということですがちょっと把握できておりませんので、まことに申しわけありませんが、そういうことで御容赦をお願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 既に発達障害支援法ができて9年目とはいえ、ほかの障害に比べると、認知とか、国としての対応が遅かったということもあって、なかなか表面に出てきにくい部分はあるだろうなあとと思います。

相談窓口の全体的な意味ですね。先ほど長野議員が言われましたように、障害があつたり、発達障害、身体障害、いろいろ含めて、そういう方がそういうことの主たる原因として生活困窮に陥っていくということは十分あり得ることですよね。

しかも、例えば障害を持たれた方の保護者の方が、私の知り合いもそうなんですけれども、

70を超えて現役を終えられて、お父さんもお母さんも年金生活者になられた。息子さんはもう40半ばを過ぎてどうなるかわからんみたいなどころがありまして、そうすると、私らが死んだ後、どうしたらいいんやということが頭から離れないんですね。これは現実的な問題だと思います。そういう方への精神的な安定を含めた支援というのは、ぜひとも必要だろうというふうに思うんですね。

そういうことでいうと、例えば発達障害の話もそうなんですけれども、例えば最近、本当によく相談を受けるんですけれども、習字とかピアノとか、いろんな習い事を保育園とか幼稚園のころから始めますよね。その先生に「ちょっと発達障害の可能性あるんじゃないの」と言われたんだけど、どこへ相談しに行ったらいいんですかみたいなことをここ数カ月の間に複数の人からお聞きしました。

とりあえず、なかなか返答する場所が思い当たらず、県がやっている、長良にある「のぞみ」のほうですかね。あっちの中核のほうへ御案内を私としてはしておるんですけれども、教育長もおられますけれども、学校のほうも、発達障害ではないかということが先生方はわかっておっても、先生方からは一切声をかけないんですね。親のほうからコーディネーターの先生にどうでしょうかと言うと、非常に丁寧に親切にやってはくれるようにはなったんですけれども、先生方のほうからは声をかけていただけないということで、そうすると、親としてはそういうことを言われるとパニックになってしまうんですね。どこへ行ったらいいかわからん、何をしたらいいかわからん、どうしたらいいんやと。私が死んだ後、この子はどうしたらいいんやというところまで、そういうことを含めて、総合的に面倒を見ていくというのは必要だろうと思うんですけれども、そういう考え方はどうでしょう。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員の質問にあったような発達障害だけではなくて、知的障害も身体障害も含めて父兄の方が心配されている思いや気持ちというのは、今まで過去何度も、例えば知的障害を持つ親の会の皆さんとの会合やいろんなときに出てくるのは、将来の子供のあり方の心配が一番大きいんですね。今現在の措置や、今現在の対応は、自分たちがいたり、あるいは県なり、国なり、いろんな施設なりで対応はきちっとやっていたらいいと思います。その先の将来が心配というのは痛いほどよくお聞きさせていただいています。

と同時に、今度、岐阜南部特別支援学校ができます。この間、県の方といろいろお話ししていたのは、28年に開校するまでの準備はもういいんです。いいと言ったら怒られるけど、しっかりやらせていただきます。

問題は、その後、そこから卒業される子の就職なり、あるいはその後の生活なりを、どう我々や、県や、行政やいろんな施設が対応できるかということ、今から進めていかないと間に合わないんですという思いを、お互いに県とやり合った中で、県もやはり3年後、その高等

部の方が卒業される時期を見据えて、将来の就職を含めた支援体制を今から地域や我々と一緒に考えていきたいと思いますというお話をしっかりさせていただいたわけです。

ですから、特別支援学校の開校と同時に、3年後のこの子たちの対応について、今からそういう質問があったとおりの心配も含めてさせていただいております。

そしてまた、その先の、今度親がいなくなったり、親が面倒を見られなくなった後のお子さんの生活に対してはどうかという問題、このこともサービスやいろんな部分も含めて、我々も真剣に取り組んでいかなきゃならない大きな問題として捉えていますから、今言われた問題に関しても、ぜひこれから知恵を絞りながら対応を進めていきたい。このことをきちっと見据えた政策をすることが、これからの大事な我々の仕事ではないかと思えます。

と同時に、さき方の生活困窮者の問題もそうです。今回の問題もそうです。そのはざまにある方々の思いや対応というのは、割合、今の法律や、必須事業や、選択事業等によってきめ細かく対応が決められてきているのも事実ですから、やはりそういうところに手を差し伸べることによって一つの方向性も見出されてきますので、今はそれに向かって対応をしようかとしている過渡的なときでもあると御判断いただいて、進めていただきたいと思えます。

決して前からそれを放置していたわけではなくて、考えておるんですが、より一層法律的にもそういう制度が確立されてきたことによって、手を差し伸べて、今それを決めていく一番いい時期ではないかと思えますから、御質問があったとおり、我々もそのように対応を進めていきたいという中で進めさせていただいております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

私の今までの質問の中では、前向きな答弁をいただいて、まさしく岐阜南部特別支援学校が遅かったという部分がこの地域にとっては非常に不幸なことでありましたけれども、前向きに進んでいますし、実際に町長も県のほうとそういうことで進んでいただいているというのはありがたいと思っております。ぜひともそのように進んでいただきたいと思いますなあと思うんですね。

もう1つ、紹介も兼ねて、一つの考え方を質問の中でさせていただくんですけども、障害者総合支援法の中では、発達障害ではなく、難病の方も入っているんですね。障害者特別支援法の中では関係ないんですけども、介護に関係する形で、難病と言われる中で、例えばきのうのNHKの「クローズアップ現代」でやっておったんですけども、認知症の方の問題を取り上げておられました。あなたは若年性認知症ですよと言われたときに、実は相談に行く窓口がない。本人も錯乱状態、自分が自分ではなくなっていくということを宣告されてしまうと、自分がどうしていいかわからなくなってしまうという状態に陥ってしまう。自分の精神を自分で

安定化できない状態になってしまう。

別にそういう認知症の問題ではなくて、私の知っている人で難病指定を受けている人がおるんですけども、その人はまだ発病はしていないんですけど、一応難病指定はされているんですね。そうすると、いつ発病するかわからない、発病すればほぼ100%命を落とす病気だということになっているんですね。ただ、自然に命がなくなるのが早いか、発病するのが早いかという問題はあるにしろ、それをずっと抱えているということが、その方にとって精神的に非常に毎日の生活が苦痛であるということなんです。そういうことを精神的にケアしていくのが必要であろうというふうに思うんですね。

先ほどの認知症の場合ですと、海外の例を紹介しておったんですけども、リンクワーカーという方があって、そこに相談しに行くと、さっき言った病院であったり、施設であったり、認知症の団体であったりというのをアドバイスしながら、精神的補助を行いながら、どこかにリンクさせていってくれるみたいな団体がお見えになったり、そういう制度というか職種があったり、もう1つは、NHKの木曜日の夜10時からでしたかね、「サイレント・プア」という10時からの「ドラマ10」というので、先週かな、最終回をやっていたんですけども、コミュニティーソーシャルワーカーといって、モデルはたしか大阪の豊中市の社協さんがやられている事業だったんですけども、先ほど言ったように、一つ一つの障害の規定の中で、この障害はこのメニュー、生活困窮者はこうだというのがあったんですけども、結局そのすき間でもって、複数の福祉問題を抱えている方というのは多いんですよ。だから、障害があるがゆえに、生活困窮であるがゆえに、例えば家族もいないというような状況になってくると、相談にも自分たちみずから行くことができないという状況もあったり、なかなか自分からは行けないという状況もあって、町の中へ飛び込んで行って、福祉の谷間を掘り起こして解決していくみたいなドラマだったんですけども、野村総研の百何ページかのレポートによりますと、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）というのは、中学校区当たりで整備していく必要があるというような論文が発表されていたんですけども、当町においてもコミュニティーソーシャルワーカーですとか、リンクワーカーみたいなものを相談支援事業の一つとして、精神はこれ、身体障害はこれ、発達障害はこれではなくて、リンクしている中でいろんなことを見ていってくれる、相談できるような、要はここに相談窓口をつくりましたから来てくださいじゃなしに、いろんな情報を集めていって、そういう人がいるよといったらこっちから出向いていくぐらいの組織をつくってほしいと思うんですけど、そんな考え方についてはどんなお考えですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の話は確かにそのとおりであります。これは我々行政が手がけるのは、どこの部分をやるかという問題と、そういうシステムでネットワークを持ってやれるのは、今言われたように、社会福祉協議会が一つの窓口になっているんだと思います。今のテレビの

ことに関しては、我々もそのとおりだと思います。やはり一つの集団でありますから、プロの集団でもあるわけです。それにどう我々行政が手を差し伸べて対応しながら、今のような相談窓口が適切なものができるか、あるいは前言いましたような、そういう地域の中で適切な施設や委託ができる事業所があれば、もっと専門的でいろいろ詳しい部分が出てきますから、そういうのも我々は情報としてキャッチをして、今言われたはざまにある方や相談ができない方をどう掘り起こしてやっていくかという体制づくりが、そういう問題を解決する大きな方向を占めているのではないかと思いますので、そのことも踏まえて、これから法改正と同時にそういう流れをつくっていきたいと思っております。

ただ、いろいろ福祉の法律も、支援費制度から、この間の障害者自立支援法や今の総合支援法とあって、福祉の形態も、国の形態も変わってきておるんですね。けど、本質はやっぱり一つでありますから、そういうことをきちっと見きわめながら、我々は住民の皆さんの生活や命を守るために、できるだけの対応を考えて進めていくことが責務だと思いますから、頑張りたいとは思っています。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

私の言っていることは理解していただけたと思いますので、一つ最後に、最終的な私の思いというのは、行政側の都合で相談窓口をつくるのではなく、法律ができたからつくるのではなくて、本当に困っている人をどう救うかということだと思います。

先ほど言われたように、例えば障害を持った方でもきちんと就労をして、きちんと収入が得られるようになれば、ちゃんとした納税者になっていただけるわけですし、有権者になっていただけるわけですから、そういったことは福祉でもって助けていただけじゃなしに、やっぱり自立していってもらいたいということも大事なことだと思いますので、ぜひとも本当に困っている方の目線で進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、言われたとおり、働く場所とか、働きたいという、やっぱり労働というのが一番の基本ですから、そういう環境をつくることは、行政がやることではないですが、そういう環境づくりをやること。

今、県が言っているのは、働きたい応援団とあって、今度は働く側の障害者の皆さんではなくて、それを受け入れてくれる企業の皆さんに少しでもそういう理解をしてもらって対応しようというところまで、県と一緒に手を付けて企業採用をしようよと。やっぱり受け皿がないと、幾ら訴えてもなかなか対応ができない。その受け皿づくりをやろうよということまで今進めて、一歩入りかけていますから、全体的に皆さんの苦しみや悩みを相談をしながら、今、

県も我々も一歩一歩体制づくりをしていることだけは御理解をいただきたいと思います。それが、きょうすぐなるわけではないんですが、ようやく一歩進んできたことだけは御報告したいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

最後に、全くそのとおりだと思います。きょう言ってあしたからというわけにはいかないと思いますけれども、本当に困っている人が、やっぱり笠松を選んでよかったと。笠松へ来たおかげでこんなに親身になって相談に乗ってもらえた。そういう人ばかりがふえてもあれだとは思いますが、本当に困った人が笠松に住んでよかったというのも重大な町としてのアピールだと思いますので、ぜひともそういうことも含めて、前向きに取り組んでいただけるようお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

散会 午後2時03分

